

消費者団体訴訟制度の実効的な運用に
資する支援の在り方に関する検討会
第4回議事録

消費者庁消費者制度課

第4回消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の
在り方に関する検討会
議事次第

日 時：平成28年2月24日（水）14:00～15:20

場 所：中央合同庁舎第4号館
共用第3特別会議室

1. 開会
2. 申請書類の添付書類の簡素化
3. 会計基準
4. 基金創設
5. その他
6. 閉会

○升田座長 それでは、定刻から若干早いのですが、委員の方が全ておそろいなので、これより第4回「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を開催いたしたいと思います。

本日の検討会では、「申請書類の添付書類の簡素化」、「会計基準」及び「基金創設」についての御議論をいただきたいと思います。

では、本日の配付資料につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

○加納制度課長 それでは、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の配付資料であります、議事次第に書いてあるとおりでございます、まず資料1としまして「申請書類の添付書類の簡素化」と題するもの。

資料2としまして「会計について」とするものをお付けしております。

それから、参考資料1としまして「適格消費者団体の認定申請時の添付書類表」。

参考資料2としまして「適格消費者団体の認定の有効期間の更新申請時の添付書類表」。

参考資料3としまして「消費者契約法第31条第6項に基づく提出書類」。

参考資料4としまして「適格消費者団体の会計について」。

参考資料5としまして「収支計算書の事例」。

それから、委員提出資料として、磯辺委員から本日は資料を提出いただいております。どうもありがとうございました。

そのほか、例によりまして、ファイルの方で基本資料をお手元に置かせていただいております。この基本資料につきましては、恐縮ですが、会議中、参照していただくのはもちろん結構でございますけれども、お持ち帰りにならないようお願い申し上げます。

資料につきまして欠落等ございましたら、適宜お申し付けいただければ幸いです。

以上でございます。

○升田座長 ありがとうございました。

それでは、最初の議題であります「申請書類の添付書類の簡素化」についての御議論をお願いしたいと思います。

では、資料1につきまして御説明をお願いいたします。

○高桑補佐 それでは、資料1の「申請書類の添付書類の簡素化」について御説明いたします。使用するものは、資料1と参考資料1、2、3でございます。

まず、「1. 提出資料」と書いておりますけれども、適格消費者団体が認定を受けようとするとき、また適格消費者団体が認定の更新をするとき、必要に応じて書類を申請することとなっております。

(1)、(2)、(3)で必要な書類を書いておりまして、まず認定を受ける際の資料でございます。これは更新も含まれますけれども、参考資料1の一覧表を御覧いただきたいのですが、適格消費者団体が認定の申請を行う場合、新規認定も更新も同様でございます。1から12まで書類を提出することとなっております。このほかに申請書のかみ

が必要になってきますので、申請書のかがみのほか、24種類の書類が必要となってきます。

あと、これは消費者契約法にも書いてあるのですが、申請があった後、消費者庁のホームページにおいて縦覧を行うことになっております。これは一般の人に対して、団体がこういう活動を行っているということを示すものであって、水色で書いている5種類の書類については、ホームページで縦覧するという決まりになっております。

あと、実際に更新する場合、既に提出している書類もございまして、省略することを法律上、認めております。参考資料2に、添付書類の省略ができる、可か不可かという一覧がありまして、3種類を除き、省略することが可能ということになっております。

その次に、変更届ですけれども、基本的に認定を申請したときの14条、参考資料1の全ての資料について変更があった場合、消費者契約法第18条に基づいて、遅滞なく消費者庁の方に変更届を提出するという運びになっております。

もう一つ、財務諸表等の提出ですけれども、これは参考資料3を御覧いただきたいのですが、これはNP0法等でも同様の決まりになっていると思っておりますけれども、消費者契約法第31条第6項に基づいて、毎事業年度終了後3月以内に参考資料3の書類を提出することになっております。基本的には、NP0等と類似している場合もあるのですが、大きな特色といたしましては、参考資料3の5番目に書いているように、適格消費者団体については、その収支について、5万円を超える場合は全てを記載することになっておりまして、それはNP0法と若干異なっているというのが特色でございます。

適格消費者団体が監督官庁である消費者庁に対して提出を行うのは、主にこの3つの資料となっております。2ポツの提出資料の簡素化に関することですが、適格消費者団体の方からも、申請する書類、若しくは提出する資料が多いので、団体にとっても負担が大きい。事務軽減の関係から何とか減らしてほしいという声もございまして。他方、提出される書類については、必ずしも全て完璧というわけではなくて、誤謬も当然ありますし、添付漏れもありますので、団体の事務処理を軽減する方策として、対応策はいかがなものかということで、事務サイドとしては①と②の取扱いを検討しているところでございます。

①については、申請時において書類が膨大であろうと考えられるのは、「不特定かつ多数の消費者の利益を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類」。要するに、適格消費者団体として、どのような活動をしているかということとを証する資料でございまして、これについては、全ての書類を提出することではなく、簡素化した概要版を提出してはかがか。

また、なお書きに、概要版の記載内容としては、活動ごとにその時期及び概要を記載することとし、特に、事業者の不当な行為に対する改善の申入れに関しては、事案の概要並びに申入れに対する事業者の対応状況等を記載することが考えられるのではないかと書いております。

これについては、記載内容等について、従前は様式例という事例でしか消費者庁として

は示していなかったのですけれども、明確にこういうことを記載しなさいというのをガイドラインで明記してはどうかと考えております。

もう一つですけれども、資料の添付漏れとか誤謬というものを防ぐ観点から、事務マニュアルを整備して、必要な書式等を内閣府令若しくはガイドラインの中に位置付けて統一するとともに、書き方とか事例等についてマニュアルを整備してはどうかと考えている次第です。

以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○磯辺委員 消費者機構日本の磯辺です。

今、御提案のありました活動実績に関する書類について、全ての書類を出すのではなくて、活動ごとにその時期及び概要等を記載した簡略版を提出するというだけで足りることに賛成いたします。日常的に23条4項の掲示板等で差止請求の業務等については把握されているところでもありますので、更新のときは特段問題になりませんし、申請のときにも概要版をきちんと提出するというだけで足りるのではないかと考えています。

ただ、この申請のために団体が改めて書面を作成する労力を考慮して、記載すべき事項については、各適格消費者団体の総会における事業報告書、これで差止請求の個別の事案については、どういうことを行い、どういう結果だったかというのを報告している場合が通例だと思いますので、そういったことを参考にさせていただきながら決めていただければということが1つです。

それと、今回の提案で記載のない事項についても、申請書類の関係ですけれども、よろしいでしょうか。

○升田座長 どうぞ。

○磯辺委員 はい。

1つは、活動に関わる議事録を法14条2項4号で、体制が整備されていることを証する書類として、検討委員会、専門委員会の議事録とか理事会の議事録というものを出すことになっていまして、これが縦覧の対象にもなっています。議事録には、提案者個人の氏名ですとか、検討の対象とはなったけれども、公表されるに至らなかった事業者の名称ですとか、相手方事業者と係争中の事案に関する審議経過等が記載されておりまして、これらの事項についても縦覧の対象になるために、個人情報保護なり、秘密の保持なり、係争中事案への影響等の観点から、黒塗りをして提出するということをしておりまして、この作業に相当の負担が生じています。

そもそも業務を適正に行使する体制整備について市民に判断してもらうために、議事録の縦覧までが必要であろうかと思うところでして、申請更新時の提出書類の添付書類から議

事録を除外していただいて、理事会、専門委員会の開催回数なり、各回の専門家の参加の状況なり、各議題と議決結果といった程度で、概要の表を添付することで足りるのではないかということを要望したいと思います。議事録の作成状況は、現地調査において消費者庁の方で確認していただければ、詳細は確認できると思いますので、その点、御検討いただければということです。

それと、申請書の添付書類の簡素化の関係で、もう一つ、専門委員の略歴書を提出する際に、その略歴書に住民票に記載の住所を記載することになっておりまして、これは縦覧の対象にはなっていないのですが、変更のたびに事務局として把握し、申請時若しくは更新時に提出するということが求められているところですが、弁護士さん、司法書士さんは、事務所等を弁護士会や司法書士会に届け出て登録されていますので、本人確認という意味で言うと、氏名と資格を証明する証書がそれぞれ所属している会から出されれば、それで足りるのではないかと思います。

かなりプライベートな理由で転居されるということもありますので、その転居を一つ一つ報告していかないといけない、書かないといけないということについては、ボランティアで協力していただいている専門委員の皆さんにとって、ちょっと違和感というか、よく聞くとお聞きなすところですので、この点、御配慮をお願いできれば。理事者は当然、住所を届ける必要があるかと思いますが、専門委員にそこまで求める必要があるかなというところがございます。

あと、済みません、書類のことではないのですが、認定更新期間の件について、よろしいですか。

○升田座長 どうぞ。

○磯辺委員 済みません。現在、一律3年となっているのですが、3年に1回の認定更新手続はかなり事務負担が重うございまして、2回目の更新からは5年ごとでも差し支えないのではないかと考えているところです。年次の事業報告を踏まえて、消費者庁による定例調査も行われているところですので、活動実績は把握されていることを踏まえて、2回目以降は5年ごとでお願いできれば。

以上、要望ばかりですが。

○升田座長 直ちにお答えできない部分もあると思いますが、何かお答えできることはありますか。よろしいですか。では、検討するというところで。

ほかに。どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。消費者被害防止ネットワーク東海の伊藤です。

私も、今回の消費者庁からの提案につきましては、いずれも賛成です。

加えて言うのであれば、活動実績の書類につきまして、概要版の提出をということですが、例えば事業者に対する差止請求、改善の申入れ等につきましては、法律知識や経験を必要とする専門性の高い活動でございますので、その概要版を作成することそのものが相応の労力や知識・経験を要する作業かなと思っております。団体はさまざまな規模が

ございまして、事務局体制もさまざまでございます。そういう意味では、それ自体が負担になることもあり得るところでございます。

また、磯辺委員も言われましたけれども、総会の際に活動報告書というものを大体作っておりまして、活動概要をまとめているわけですが、必ずしも総会の時期と申請の時期が一致するというわけではございませんので、それがずれていたりしますと、総会で作成した資料をそのまま使えるということにはなりません。そういう意味では、必ず概要版の提出をしないとイケないとなりますと、かえって事務負担が重くなるということも場合によっては起こり得ると思います。

したがって、団体の実情に応じて、これまでどおり活動の過程で作成した申入書とか回答書といった文書そのものを提出することや、あるいはこれについては概要版、そのほかの資料については文書そのものを提出するというように、柔軟に選択できるように、「概要版を提出することもできる」という形で団体が選択できるような形にしていただければと思います。

あと、概要版の記載内容について、ガイドラインで明らかにするという点ですが、ガイドラインで明らかにしていただくということ自体は反対しませんけれども、ガイドラインに余りにもこと細かに規定し過ぎるような内容になりますと、かえって硬直的な運用になりまして、負担が増大したり、実情に沿わない合理性を欠くような作業が発生するということもあり得るので、ガイドラインの内容については十分留意する必要があるかなと思います。ですので、ガイドラインを作成するに当たっては、当事者である団体から十分意見を聞いていただければと希望いたします。

せっかくの検討会ですので、もしガイドラインの案をこの検討会の開催中に示していただければ、ぜひ示していただければ、私もここで意見を述べる機会があつてありがたいなと思っております。

それから、磯辺委員が言われました議事録の点ですが、確かに墨塗りの作業は、これが縦覧にかけられるということで、大変負担が大きいところです。また、負担が大きいということもありますし、間違いがあつてはイケないのですが、まだ協議中だったり、検討中、公表していないような事業者の方に対するものが、墨塗りの漏れがあつたとか、そのまま縦覧にかかってしまうこととなりますと、当然、協議内容が外に漏れてしまうこともありますし、団体の業務にも影響がありますが、それ以上に事業者の方に不当な不利益をかけてしまうということもあり得るところですので、この墨塗りをして出さなきゃいけないという状況にある議事録については、再考いただければと思っております。

○升田座長 よろしいですか。ただ、自分が墨塗りを間違つたのでどうのこうのというのは、余り議論にならないと思いますので、御希望ということだと思います。

ほかの方はいかがでしょうか。基本的には、同じ方向ということで。

大高委員、どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。今、升田座長がおっしゃったように、私も基本的に団体の委員のお二人の御要望は、実際に活動に携わっている方が真に望んでいらっしゃることで、恐らくその方向で検討いただいた方がいいのかなと思っております。

実際、認定更新制度、例えば運転免許の更新と違って、期間中、ずっと放ったらかしにしているわけではなくて、消費者庁の方でも適宜、団体のことをモニターされていますし、先ほどの高桑さんからの報告にもありましたように、毎年必ず、それなりの報告を提出させるという仕組みになっているわけですから、3年間放置ということであれば、その3年間の活動をきっちりまとめて報告してくださいということもわかるのですが、できれば定期的に団体の方が報告されている内容をそのまま付けければ済むような仕組みが、うまく作れないのかなと。

それで、恐らく3年間の活動のレビューというのは、縦覧の対象として見た場合でも十分可能だろうと思いますし、その辺は工夫次第で、認定の更新の適正さの担保と団体の負担軽減というものが十分可能ではないかと思っております。団体は認定更新をとるために活動しているわけではなくて、あくまでも認定をとるというのは究極的な制度の運営のための手段ですので、その辺り、事務方の方でお考えいただきたいと思います。

また、その観点から、磯辺委員からありましたが、認定更新の負担の延長については、これは立法の問題にもなりますので、直ちにとというわけにはなかなかいかないかと思えますけれども、できれば中長期的な課題の中で、一度、検討の機会をこの検討会でも持てればいいかなと思っております。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

そのほかの方。方向性として、大体よろしいでしょうか。いろいろ御要望ありましたので、どういうことになるのかわかりませんが、当局の方で御検討いただくことにいたしまして、引き続きまして、次の議題でありますけれども、「会計基準」について御審議をお願いしたいと思います。

では、資料2につきまして御説明をお願いいたします。

○高桑補佐 それでは、資料2「会計について」、御説明いたします。関連する資料は、参考資料4と5になります。それでは、御説明いたします。

適格消費者団体、及び今後認定されるであろう特定適格消費者団体の会計処理について、検討すべき事項として2つを挙げております。

「1. 会計関係」と挙がっておりますけれども、適格消費者団体の認定要件として、法人格が特定非営利活動法人、それと一般社団法人、一般財団法人のいずれかであることが求められております。誤植というか、昨日新たに認定された団体がありますので、適格消費者団体は今、14団体でございます。このうち13団体がNPO法人、1団体が公益社団法人となっております。

会計処理については、参考資料4の2ページを御覧いただきますと、中段ぐらいに会計

基準が書いてありまして、NPO法人についてはNPO法人会計基準を使って行われております。他方、公益社団法人、財団法人につきましては、公益法人会計基準。今のところ存在しませんけれども、今後、将来あり得るということで、一般社団法人若しくは財団法人が適格消費者団体になった場合のことも想定して、一般社団法人、財団法人の欄も設けられております。

会計基準としては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしんしゃくしなければならないと書いておりまして、適格消費者団体となった場合については、どの会計基準を使って会計処理をすべきかという検討が必要ではないかということがまず1点。

2番目として、適格消費者団体、特定適格消費者団体もそうですけれども、ともに「収支計算書」というものを提出することとなっています。これは、法律上決められております。他方、NPO法人では、似たような内容になるかもしれないですけれども、名称は「活動計算書」、公益法人においては「正味財産増減計算書」です。一般社団法人若しくは財団法人については「損益計算書」となっており、これらの整合性を図ることが必要ではないかという点。

資料に記載している(3)「収支計算書」については、通常、事業年度における収入及び支出の明細を記載したものと当方では理解しており、これに対して、NPOの「活動計算書」については、事業年度における収益及び費用の明細を記載したものの。「正味財産増減計算書」、これは公益社団法人ですけれども、これについては事業年度における正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示することにより、当該法人の活動を明らかにするというものになっているであろうと推測しております。

資料の2ページ目ですけれども、「損益計算書」については、一会計期間に属する全ての収益及び費用の状況を表示することにより、当該法人というか、企業会計でやっておりますので、企業の利益の状況を明らかにするものであると考えております。

このように、同じ「収支計算書」となっておりますけれども、微妙に名称・性格も異なるということもありまして、最終的に消費者庁としては、「収支計算書」と法令上、なっておりますけれども、NPO法上の「活動計算書」と公益法人会計基準で示されている「正味財産増減計算書」をもって、これに代替するのが適当ではないかと考えております。

次に、区分経理の話ですけれども、消費者契約法29条及びガイドラインで、収支計算書については、「差止請求関係業務」、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（差止請求関係業務を除く）」、「それ以外の業務」の3つに区分することとなっています。ただし、区分経理について、ここから差止請求関係業務です、ここからはその他ですという明瞭な基準がないことなどから、現状は、団体間によって統一性がないため、ある程度、一定の基準を設ける必要があるのではないかと考えております。

事例として、四角の中に書いていますけれども、例えば電話相談等により、その情報が端緒情報となって、最終的に事業者に対して差止めを行ったという場合があるかと思ひ

ますけれども、その場合、考え方1として、情報を入力するのは、恐らく不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務。団体が実際に事業者に対して差止請求をした場合は、差止請求という区分けが考え方としてあると思います。次に、考え方の2として、相談情報から事業者まで、全部、差止請求関係業務だという考え方もあろうかと思いますが。これについては、正直、明瞭にここからここまでを区分けしますというガイドラインもないですし、考え方を示した通達等もございません。

それによって、区分経理の方法ですけれども、現状を踏まえて、区分経理の整合性をある程度図った方がよろしいのではないか。かつ区分経理をすとなりますと、通常であれば、収支計算、PLといわれているもの、そのほかにBSとかも区分しなければいけないのですけれども、そうすると、団体側の事務負担がさらに増大するということがありますので、消費者庁の今のところの考え方としては、差止請求関係業務、それから不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務、その他業務について、何らかの指針みたいなものを示した上で、これらを現状では収支計算書で出しているものを、例えば毎年作る事業報告書で記載するということはどうかと考える次第でございます。

一応、参考資料5の方に、NPOは既にこういうものを出していると思うのですけれども、7ページ、「事業部門別の損益について」。これは、ある適格消費者団体の財務諸表等から、そのまま資料としてさせていただきました。同資料においては、実際に事業部門として、差止是正事業、救済支援事業等々が記載されておりますので、これの区分けを最終的に、先ほども説明しました3区分を、ある程度ガイドラインというか、資料等で説明しつつ、3区分若しくは4区分と分けるという措置が1つあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○磯辺委員 ありがとうございます。

最初の方の収支計算書に代替するものとして、NPOの場合、活動計算書、公益法人については正味財産増減計算書を定めるというのは、実情に応じておりますので、賛成いたします。

それと、一般社団・一般財団についても、正味財産増減計算書の作成を求めるということについては、もしそういう申請団体があった場合には新たな負担になりますけれども、公益のための事業に相応の費用が使われているかどうか把握するという観点から考えると、やむを得ないかなと思いますので、この点についても賛成いたします。

区分経理のところですが、1つは、区分経理がそもそも求められている趣旨の確認ですが、差止請求関係業務に支障がある程度にほかの業務を行っていないかですとか、若しくは差止請求関係業務の関係で得た、28条以降、各号に掲げる費用等の支払いを受け

た場合に、差止請求関係業務に要する費用に充てているかということ把握するためではないかと思っております、そうすれば、区分経理の区分というのは、差止請求関係業務と不特定多数の消費者の利益擁護を図るための活動に係る業務、その他業務の3区分とされていますけれども、ある意味、差止請求関係業務とそれ以外の業務の2区分で足りるのではないかと思っております。

そうすると、適格消費者団体が誕生した暁には、被害回復関係業務と差止請求関係業務とその他業務の3区分ということになるわけですが、その点、御検討いただければということが1つです。

区分経理をする際の基準作りの話ですが、必要性というのをもう一度確認したいのですが、質問ということなのですが、団体間の比較がどうして必要なのだろうかというのが今一つよくわからないのです。つまり、それぞれ経理の継続性があり、それぞれ合理的な理由で区分しているという現状があるわけですから、それを継続していけばいいのではないかと考えるところでして、そこをあえて、その基準を統一して、団体間の横並び比較をする必要性というところが、どういうところにあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○升田座長 質問が1つ。

○高桑補佐 多分、財務諸表は誰のために作るかということになると思うのですが、団体が作って、恐らく国民にこういうふうにはやっていますよという趣旨で作るのであろう。その際、同じことをやっておきながら、事業費の中の区分、間接費とか管理費と事業区分は大きく違うというのは、見ている方からして比較と言ったら変ですが、分かりづらいのではないかと考えて、提案させていただいております。

○升田座長 会計のところは、過去、会社、そのほかの法人の実例に照らしても、不祥事が起こると、大体会計に何らかの形で出る。逆に言うと、会計をじっとウオッチしているいろいろなきっかけがつかめる。今回、先ほどおっしゃった被害回復業務が入るということで、他人様のお金を預かるということで、より厳格にしようという要請があるという前提のお話だと思いますけれどもね。

そのほかにも、もう一つ、これは監査の問題にも多分かわってくると思うのですが、当然、内部監査はやっておられるとしても、外部監査といいますか、公認会計士等の専門的な職種の方の監査をどの程度入れるとか、そういうところにも非常に密接に関係してくる問題かなという気はいたしているのですけれどもね。

どうぞ、磯辺委員。

○磯辺委員 経理をきちんと正確にしないといけない。外から見て、透明性がないとだめだというのは、もちろんそのとおりだと思います。それは、団体が合理性を持って、事業費と管理費の区分もそうですし、事業の中での区分もそうですけれども、説明ができて、こういう考え方で毎年やっていますということを注記等で説明して、それで変化を見ていただくということが基本だと思うのですね。

そこを、私の質問の趣旨は、適格消費者団体が幾つかあるときに、それぞれの経過があって、区分の考え方があって、事業費を差止請求かどうかと区分するときをやっているわけですけども、そこをあえて統一して横を比べる必要性というのがどこにあるのだろうかということの質問だったのです。

○升田座長 御趣旨は御趣旨としてお伝えになったということで、そのほか何か御意見、御質問ございますか。

どうぞ。

○長村委員 今のお話にも若干関連するのですが、区分経理というのは、ここに始まったわけではなくて、独立行政法人、そもそも国にもございますけれども、もともとはお金に色がついているという前提がありまして、おっしゃったとおり、このお金はここでしか使えないということを経理上、明らかにするというのが区分経理の目的だろうと思います。

今回、考え方として1とか2とか示されていますけれども、この場合の区分経理も、実は差止請求とその他だけだったらよかったのでしょうかけれども、不特定多数とか、いろいろ入ってきたときに、どちらかという会計区分の考え方というより、業務の区分の考え方をはっきりするということが、今回、この区分経理の基準としては重要なことで、会計の方は、ルールを作るといふか、業務の区分さえできれば、それは法人によって本部費というのかわかりませんが、本部的な費用は何対何、どれぐらいの負荷がこっちとこっちにかかっているというの、法人の自由というの、業務に応じた御判断になると思っています。

また、比較可能性というのは、おっしゃるとおり、なぜ比較しなければいけないと言われると、いろいろな制度的な恩恵を受けているところが、それぞれどのように効率的に業務をやっているか、どれぐらいのボリュームでどのぐらいのコストをかけているかというのを比較する上で重要になってくるだろうと思います。

私の方の意見ですが、NPO法人の会計基準について、こちらに書いている内閣府大臣官房市民活動促進課から出ている手引きの180ページで、確かに望ましい会計基準とされていることは読み取れております。ただ、NPO法人会計基準というのは、非常に制度的に難しいところがあって、一般に公正妥当と認められた会計基準には、いまだ残念ながら至っていないところがあります。したがって、2ページに「当面は」と書かれていますけれども、非常に重要なことかな。だから、これを機会にNPO法人会計基準が何らか前進する機会になればいいなと思っています。

もう一点ですけども、法律に収支計算書と書かれているものについて、活動計算書、それから正味財産増減計算書などを使うことについては、基本的に賛成いたします。というのは、恐らくこの法律ができたときの収支計算書というのは、キャッシュベースである程度考えていたのではないかと思いますけれども、現在、NPOが出されているのは活動計算書であって、収支ではないという事実があると思いますし、どちらかという、今、発生主義で作られている計算書類の方が重視されているということを考えると、この活動計算

書も正味財産増減計算書も、いずれも基本が発生ベースになっているので、それで問題ないのかなと思っております。

したがって、場合によってはガイドラインの方でそれを手当てするという流れは必要になるのではないかなと思っております。

あと、監査については、また別の議論があろうかと思うのですけれどもね。

○升田座長 今、おっしゃっていただいても。特に御意見があれば。

○長村委員 監査をやるとなると、まさにNPO法人の会計基準がオーソライズされたものにならないと、公認会計士は適正意見というものは、よって立つべき会計基準が一般に公正妥当と言えないので、ちょっと出しづらと思います。したがって、今、検査を受けることになっていますけれども、監査を受けることにはなっていないのですが、仮に公認会計士の監査を受けるようなことになると、会計基準の設定というのを先にクリアしなければいけないと思います。

○升田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○岡本委員 御説明いただきまして、ありがとうございます。

私も昔、監査法人におりまして、今はNPOを2つ経営しておりますので、今の長村委員の御意見と基本的には同じでございますが、NPOの現行の会計基準は、確かに一般公正と、まだ認められていない点はあるのですけれども、実際の企業の会計基準にかなり近いものになっているのですね。

ただ、ここにポイントがあるのは、もともと収支計算でやられていたものを、単純に活動計算書と名前を変えただけぐらいの、要は内容に結構なばらつきがあるというのが実態としてはあるというところがございます、恐らく適格消費者団体に認定されている団体様は、かなり丁寧にやられていると思うのですけれども、活動計算書にしたからといって、全てが発生ベースかということ、意外とそうでもないというところが、実態としては、内閣府の調査とかでも6割ぐらいは活動計算書と言っているのですが、本当なのだろうかということがあって、発生ベースでやるのは結構な手間がかかりますので、そのところは1つ注意が必要なのかなと思いました。

ただ、その上で、活動計算書も、ここで書かれている正味財産増減計算書と同等ぐらいにやられて、ちゃんとしっかりしていれば、それぐらいの正確さは担保していると思うので、そこはおっしゃるとおりかなと思います。

一方で、一般社団法人の損益計算書がこれに認められないというのは、公益をとった社団法人の場合は公益のルールがあるのですが、一般社団の場合はそこにちゃんとしたルールがないから、これは認められないという趣旨でしょうか。これは御質問になるのですけれどもね。

○升田座長 質問ということですが。

○高桑補佐 一般社団法人は、特段規定がないということがあります。とはいっても、適

格消費者団体に仮になった場合、収支計算書というのは当然出してもらわないといけない。その上でどの基準を使うかとなると、多分、ほとんど公益性を有しているということもありますので、公益社団法人の公益法人会計基準を使っただけの方が将来的には望ましいのではないかとということで、記載いたしました。

○岡村委員 わかりました。ありがとうございます。

1点だけ、区分経理についてですが、NPO法人で区分経理をする場合は、基本的には定款の目的の枠組みで、それが例えば3つぐらいの枠組みがあれば、その枠組みに沿って、参考資料5の最後のページにあるような区分経理をすることになるかと思っております。ですので、NPO法人の場合は、定款の目的ベースで区分経理がそれぞれ、5つであれば5つですし、3つであれば3つという形にするのですが、適格消費者団体さんの場合は、このルールに合わせるのか、若しくは定款との整合性をとるのかということところは、NPO法人である以上は、そこがもしかしたら整合が必要なのかなと思っております、1点、そこだけ気になりましたので、御確認いただければと思います。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○磯辺委員 たびたび済みません。今の御発言に関連してですけれども、現状、定款に定めている事業で事業別の収支計算書を作っております、その事業のうちの1つないし2つが差止請求関係業務に当たるという区分で、私どもの団体ではやっております。

それと、先ほど質問で終わってしまったので、ちょっとあれですけれども、私の意見としては、活動計算書を1つ作成して、注記として、業務の内容等に応じて案文して記載するという、注記で処理することについては賛成いたします。その際に一定の基準を作ることになるかと思っておりますけれども、先ほどお話ししましたように、経理の継続性への配慮と現在の団体の事務負担という点がどうなるかということも非常に重要ですので、各団体とも相談の機会をぜひ作っていただいて、進めていただければと思いますし、例えば適格消費者団体を目指す団体には、経理ソフトを消費者庁が配付して、それで同じ経理のルールでやるというぐらいの支援もあっていいのかなと思います。

○升田座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。

区分経理で一言申し上げたいと思います。長村委員の方から、この区分経理の問題は、経理の問題というよりは、業務をどう区分していくのかという問題だという指摘があって、ああ、なるほどなと思いました。

その上でちょっと申し上げたいのですが、この資料2の2ページの下に書いてある事例が図らずも明らかで、実際、その区分の仕方を何か基準を作るとしても、本当にそれが作れるのかなというのは、この事例を見ても思います。というのは、これは最終的に振り返って、相談情報から差止めに発展した事例ということで、考え方が2つあると書いて

ある。考え方2つのうち、どちらが正解、どちらが間違いかというのはないだろうと思っているのです。

しかも、これは最終的に差止請求まで行ったという前提で振り返っていますけれども、例えば差止請求をするつもりで相談業務110番をやったのだけれども、意外と事件がなかったので差止めをしなかったというケース。最初は差止めするつもりもなく、一般的な活動として110番をやってみたら、意外と深刻だったので差止めに行くことにしたというケース。これをどういうふう to 評価するのだということで、どちらの考え方もあり得るわけで、むしろその団体が合理的な判断で、継続的に同じ基準でやることが重要であろうと思っています。

年によって、ことしは差止関係業務が少ないから、こっちに移そうかということはまずいと思いますけれども、一定の合理的な考えのもとに、それがかつ明示されて、継続性を持ってやられているのであれば、どちらがいい、どちらが悪いと、何か一定の基準を示す問題ではないのではないかと気がいたします。もちろん、明らかにこれは差止関係業務ではないでしょうという事例を示していくことはあっていいのだろうと思いますけれども、何か統一的な、抽象的な基準を作って、全部これに従いなさいとするような問題ではないのではないかと印象を、今の議論を聞いていて思ったところです。

○升田座長 事柄は、制度の社会的信用を確保することとか、不祥事の防止とか、いろいろな側面があるのですけれども、他人様のお金を預って適正に分配とか、そういう業務になるものですから、会計というのが従前に比して大分重要性を増していることは当然だろうと思いますので、それは多分、御発言の方も皆同じだろうと思いますけれどもね。

これは最終的には説明をそれぞれの依頼者の方にされるようなこともあるわけで、しっかりやられる方が多分いいだろうと思いますし、事柄は実は区分経理だけではなくて、預り金となりますと、管理をどう厳格にするかということも、これは弁護士の場合、日常的にやっておられまして、説明を求められたら全て説明しないといけないという要請もあるものですから、そういう新しい時代の要請ということでお考えいただいた方が。いや、御意見はいろいろおありだと思いますけれども、そこがあるのではないかと思いますのと。

これは、一般的なNPO法人の会計のことを議論しているわけではなくて、特定という適格消費者団体の今後のあるべき姿ということですので、意見は意見として、また事務局の方で御検討になると思いますけれども、ぜひ前向きにいろいろ御検討いただければという気がいたします。

そのほか、特にございますでしょうか。いろいろ多岐にわたる場面だと思えますし、もし、今日、まだ言い足りないという方は、また後日御意見をいただければと思います。

それでは、次の議題に移りますけれども、「基金の創設」につきまして御審議をお願いしたいと思います。この点は、磯辺委員から御説明いただくことになっておりますので、お願いいたします。

○磯辺委員 委員資料1-1と付番していただいているものです。現在、「消費者被害防

止救済基金（仮称）」の創設について消費者団体で検討しておりまして、その状況を御報告させていただくという機会をいただきましたので、御説明したいと思います。

それで、経過のところでも冒頭触れていますのは、この支援検討会でも中長期的な観点からぜひ御検討いただきたいのですが、消費者団体訴訟制度の公益性から考えた場合に、公的基金の設立など公的支援の拡充というのをやっていくことが望ましいというのが基本としてあるかと思っています。専門家の方々がボランティアで何とか活動されているというのが今の状況ですので、そこをどう円滑に持続する仕組みにしていくのか、それを支える適格消費者団体にしていくのかという観点から、公的支援の拡充というのを中長期的にはぜひ検討していただきたいと思っているわけです。

ただ、現状では、いろいろトライアルもされておりますけれども、なかなか難しいという状況を踏まえて、まずできる範囲で基金を民間で準備しようということで、一般社団法人全国消費者団体連絡会において検討が始まっております。全国消費者団体連絡会につきましては、添付資料1-3に組織・活動概況がございます。1956年の結成ということで、ことし60年目を迎えるわけですが、国際消費者機構の会員としても参加しているということで、会員団体の数は、地域組織・全国組織と合わせて48ということになっております。現在の代表理事の方々のお名前を載せております。

活動の重点テーマということで、消費者団体でかなり幅広いテーマを取り上げて、消費者団体間の交流、情報交換を中心に政策提言等も行うということで活動を進めているわけですが、その中の（4）で、各地域での課題解決に向けての可能な支援という中に、集団的消費者被害回復訴訟制度をぜひ有効に機能させようということで、可能な支援を検討するというのをことしの重点テーマの一つに挙げていただいております。その中で議論がされているということになっております。

資料の元のページに戻っていただきまして、検討の趣旨ということですが、消費者団体が実施する消費者被害の救済及び未然防止の事業のうち一定の要件をみたすものに対して、資金面での支援を行えるようにしようという基金です。ただ、基金という名称ですが、運用益で支援するという趣旨ではなくて、毎年、消費者・事業者などに幅広く寄附を呼びかけて、寄附を集めた範囲で支援を行うということで、スタート時は年間1,000万円の寄附を集めることを目標とするというぐらいの規模感になります。全国消費者団体連絡会が60周年を迎えるということで、その記念事業とするということです。

今、検討されている制度概要ですが、消費者団体が取り組む消費者被害回復等に関連する事業ということで、適格消費者団体が行う差止請求訴訟の訴訟に関する費用援助。それと、弁護士さんへの費用ということも含まれます。

それと、特定適格消費者団体の場合には、被害回復訴訟は事後的に対象消費者から費用・報酬を受け取ることができるとなっておりますので、費用の貸付として、回収が難しい、費用・報酬の受け取りが難しいという場合に免除という手当を含む制度の検討。

それと、こういう訴訟制度の問題ばかりではなくて、消費者団体が専門的な知見を持っ

た消費生活の専門家に参加していただいて、消費者相談事業をやっているという事例がございまして、そこが専門家の方々を確保するということで、費用面・運営面で苦労しているという実情がございまして、その費用援助。

それと、法務省の認定ADRということで、消費者団体の中でも活動しているところがございまして、ここもなかなか運営が厳しいという実情がございまして、その運営費用援助ということで、被害回復と未然防止といったところに絞って、消費者団体の活動を、そこは専門家が関与していたり、何らかの法律上の枠組みがあって行っているということでの事業ということを対象に支援ができないかということです。

消費者団体が行いますので、消費者からの寄附というのをきちんと位置づけて、各団体の活動の中で寄附を集めるということとあわせて、それをベースにしつつ、事業者団体、事業者の方々に寄附の御相談に行き、公的機関からも何らかの寄附をいただけないかということで御相談に行くということを念頭に置いて、準備が始まっているところでございます。

運営ですけれども、公正な運営を期す、寄附をお預かりして各消費者団体の活動に助成するわけですから、そのための公正性ということで、全国消団連の通常の機関とは別に運営委員会を設けようということで検討がされておりました、申請審査、助成・貸付の要否、額の決定等をそこでやる。寄附の呼びかけ、決算・予算の確認等もやるということで、ここで基本的に運営していく。第三者性を確保しつつ、なるべく幅広い方々の関与ということで、学識者の方々、弁護士さん、消費者庁にも御支援・御協力をいただき、消費者団体も参加してということで今のところ想定しております、スキーム図は今お話ししたような流れでやる。

この基金運営委員会の事務局を全国消費者団体連絡会が担うということでの事務局ということになっております。

あと、お付けしました資料は、12月の全国消団連の理事会で、ことしの11月の全国消団連の60周年に向けて、そこでキックオフということでの準備のスケジュールが示されておりました、まずは理解を促進していく、社会的信頼性を獲得していくということを中心に、組織的な準備を進めた上で具体的な寄附のお願いということを、ことしの6月以降、第2四半期以降、進めていこうということで予定されているものでございます。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に御意見というのもあれですけれども、御質問、その他ありましたら伺っておいた方がいいということでよろしいでしょうか。それでは、何かございましたら御自由にお問い合わせいたします。

どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。

ただいま磯辺委員から御報告のあった消費者被害防止救済基金の創設につきましては、

大変いい動きではないかなと個人的には評価しております。特に、新しい制度においては、特定適格消費者団体は、いわば消費者の方を代理して損害賠償請求を事業者に対してやっていくという関係があって、そういった性格の特定適格消費者団体が消費者から寄附を募る、また事業者からも寄附を募るといのは、時に利害関係が相反したりすることもありますので、こういった形で消費者のための基金というものが一般的に作られて、寄附を集めていく仕組みができるというのは、大変いいことではないかと思っております。

その上で、まず消費者庁に1点お尋ねしたいのですが、消団連さんの方でこういうことをやるということ踏まえて、もちろん動きが出たのは最近のことですから、まだ検討中かもしれませんけれども、消費者庁として何らか支援等々をしていかれるお考えがあるかどうか、現時点での考えで結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○升田座長 御質問です。

○加納制度課長 こういった基金の動きというのは、私どもも制度の実効性を上げる上で非常にいい取り組みではないかと思っております。何らかの形で支援していきたいと思っております。その支援の仕方として、どういうものがあるかというのはいろいろあるのですけれども、よくやっておりますのは、こういう基金がありますよというのを周知して、ちょっとでもお金が集まりやすいようなバックアップをさせていただくとか、そういったことは可能ではないかと考えております。

○升田座長 隗より始めろというより、寄附より始めろみたいなお話だと思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、長村委員。

○長村委員 さっきの区分経理の話とちょっと絡んで、業務がわからないので質問ですが、今、御説明いただいた資料1-1がございませぬ。この中に適用対象というものがある、ここに差止請求訴訟の費用援助、それから2番目に被害回復訴訟、3番目に消費者相談事業、あとADRというのがわからないですけれども、これは先ほどの会計のところ御説明いただいた資料の、差止請求関係業務と不特定かつ多数の消費者の利益の業務とその他業務という、それぞれに分かれているイメージなのでしょうか。

○升田座長 どうぞ。

○磯辺委員 この適用対象というのは、いずれも適格消費者団体が取り組んでいるということではございませぬ、適格消費者団体以外にも消費者団体がございまして、その消費者団体が行っている消費者相談事業やADRの事業ということについても、全国消団連は幅広い消費者団体の連絡組織ですので、対象にしているということで、必ずしも適格消費者団体というわけではございませぬ。

ただ、適格消費者団体の経理上の区分という意味で言うと、差止請求訴訟と、特定適格消費者団体ができた場合には被害回復関係は当然区分されることになりませぬし、もし消費者相談事業をきちんとやる。いわゆる差止めのための情報収集ではなくて、ちゃんとあつせんをし、継続的な解決まで導くような消費者相談事業をやるということになれば、それ

はまた定款上は独立した事業区分でやるということになりますし、先ほどの区分で言うと、その他消費者の利益擁護のための活動という区分になるろうかと思えます。

○升田座長 どうぞ。

○長村委員 わかりました。ありがとうございます。

ということは、先ほどの会計に戻るのですけれども、場合によっては、この基金ができたときに、スキーム図で「基金」運営委員会に申請して支援決定する以上、申請金額が正しいかどうか、適切かどうかということは、運営委員会の構成メンバーが判断できなければいけないので、そういった意味では、単に会計で区分經理の業務の区分というよりも、そこにきちんとコストを集められるという意味での基準というものを法人の中にしっかり持たないと、こっち側の構成メンバーが支給決定できない可能性があるということは、今後の課題だと思います。金額が査定できないという意味でございます。

○升田座長 参考にとということだと思いますけれどもね。

ほかに。どうぞ。

○岡本委員 私もこちらの提案はすばらしいなと思って伺っておりました。

と言いますのも、5年前の東日本大震災の後にハタチ基金という基金が立ち上がりまして、それは1団体のNPOだけではなくて、子供の教育を20歳まで支えようという志のある団体が四、五団体集まって、こういった基金を設立した結果、一つの団体に寄附するのはなかなか難しいけれども、そういった子供を支えるさまざまなアプローチに対して、基金に対して寄附をしたいという方々が結構たくさんいらっしゃって、実は5年たった今でも結構多額なお金を御寄附いただいているという状況がありますので、1団体よりも、皆さんでお集まりになってファンドレイズした方が、寄附も御理解が得やすいのかなと思っておりますので、ぜひこちらの方は応援したいと思います。

1点、そちらの方でポイントになったのが、実は某財団さんの傘下に入れていただいて、寄附控除が受けられる状態にしたのです。そのときに、単発の御寄附はいわゆる共管で集めることができるのですけれども、継続して御寄附いただける場合に、寄附控除が受けられるから続けているという方が結構いらっしゃる。もしかしたら、この基金そのものが公益認定を受けるとか、寄附控除が受けられるようにすると、より集めやすいと思えますし、ここはもしかしたら消費者庁様の方から何かサポートがあつて、お金の支援はしないけれども、その辺の寄附控除とか公益認定的なところのサポートができるようになる。

もちろん、この団体自体の事務コストは多少ふえると思うのですけれども、それよりも多くの御支援が得られるのではないかなと思いましたので、そういったサポートの方がもしかしたらできるのではないかなと思って御提案させていただきました。

以上です。

○升田座長 ということですけれども、ほかにはいかがですか。

どうぞ、三ツ石委員。

○三ツ石委員 ありがとうございます。

経過のところの「公的な支援の拡充が望ましい」というところはともかくといたしまして、すばらしい取り組みではないかなと思います。

1点、磯辺さんにお伺いしたいのですけれども、3ポツの(2)財源の②で「事業者団体からの寄附の可能性」とされておりますけれども、例えば事業者団体から寄附を受けたときの利益相反などについて、何か御議論があったのかどうか。この「可能性」とされているところの理由について、教えていただければと思います。

○升田座長 どうぞ。

○磯辺委員 まだきちんと個別に御相談しているわけではないので、獲得が確実ではないという意味での可能性ということでして、個別団体の差止請求や被害回復業務と一旦切り離れた形で、広く消費者の被害回復のため、若しくは被害の未然防止のための寄附ということになりますので、そこで運営委員会で適宜配分を決めていただくという形をとりますので、利益相反の関係というのは余り心配ないのかなと感じているところです。

○升田座長 よろしいですか。

では、塚本委員、どうぞ。

○塚本委員 私も基金の創設自体、大変賛同します。

非常に単純な質問ですけれども、例えばこの基金が何らかの理由で解散した場合は、財産というのは消費者団体連絡会に帰属する形になるのでしょうか。その辺、教えていただきたいのですけれどもね。

○升田座長 どうぞ。

○磯辺委員 今後、消費者団体連絡会の中で具体的な規則を作ることになりますので、余り予断を持っては言えないのですが、実はこのモデルになった取り組みとして、消費者支援基金というものが消費者団体訴訟制度の設立時にございました。ここは、運営主体は企業社会責任フォーラムというNPO法人で、そのNPO法人の財産ですけれども、企業からの寄附を中心に一定額を集めて適格消費者団体の訴訟費用に支援した。当初は、運営費用も含めて、一定の支援をしたという実績があります。

ただ、残念ながら、ずっと寄附を集め続けることが十分できず、一昨年4月、解散された経緯がございます。そのときには、財務財産、一定の段階で適格消費者団体に全て分配するというところで、それぞれの団体から申請を受け付けて、きれいに整理されたということで、本体財政とは当然切り離し。もちろん、決算上は本体財政と区分して示しますし、本体財政と一緒に決算書は出すわけですけれども、処理のところではそういう処理をされていますので、多分、それに倣いながら今後の検討がされるのではないかと思います。

○升田座長 ほかにはいかがでしょう。

どうぞ、大高委員。

○大高委員 先ほどの消費者庁の回答を踏まえて、意見を申し上げていなかったのも、申し上げておきたいと思います。

先ほども申し上げたように、こういう基金を作ることは大変意義深いことだと思ってお

りますけれども、今、図らずも磯辺委員の方からも御紹介ありましたように、ほぼ10年前に同じような基金の取組みがあったにもかかわらず、残念ながら寄附が持続的に集まらず、解散に至ったという事案がございました。今回の新しい基金の動きも、そのような二の舞にならないかということ非常に危惧いたします。初年度の目標として1,000万円の寄附となっておりますけれども、これ自体、決して簡単な数字ではないと僕は思っております。

もちろん、岡本委員からのお話のように、いろいろな知恵を絞って広く寄附を募っていかねばいけないわけですが、こちらの経過のところにも書いてありますように、ハードルがあるというのは重々承知の上で申し上げるのですが、消費者庁として金銭的に何か支援していく道がないのかどうか。これは前向きに検討いただきたいと思っております。第2回の検討会で消費者委員会の方から御報告があった、官民連携に関する調査報告の15ページでも、こういった基金において、初期財源を国が出資するということも含めて検討に値するということが書かれております。また、具体的事例として地球環境基金という環境分野の基金においては、国が初期投資として94億円を出したという事例もあることも紹介されております。

もちろん、環境と消費者、いろいろな構図の違い、また関わる方々の違いとかがあって、そのまま右から左にというわけにはいかないということも十分わかっておりますけれども、1回失敗した事例があるだけに、いろいろな形でサポートしていかないと、結局うまくいかなかったということになりかねないと思っておりますので、その点だけ要望と意見として申し上げておきたいと思えます。

○升田座長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、三ツ石委員。

○三ツ石委員 大高委員がおっしゃったので、先ほど、私が「『公的な支援の拡充が望ましい』というところはともかくとして」と申し上げたところを補足したいと思います。それは我が国の財政の厳しさというところと、官民連携という話であります。

大高委員も消費者委員会の報告書を引かれておられましたけれども、その報告書では、一般消費者の会員が少ないことにより消費者団体が正統性の獲得について行政に頼らざるを得ない状況という課題も指摘されていたかと思えます。個別の消費者から寄附を集めるというのがなかなか大変だというのは、大高委員、おっしゃるとおりで、厳しい道のりだろうと思うのですが、だからといって安易に公的支援に団体が頼ってしまうことの難しさというのもございますので、厳しい道のりではございますけれども、できる限り多くの消費者から支持を受けて、こういった基金を設立されますようにと思っておりますので、余り公的な支援というところに最初から行かない方がいいのではないかと思います。

先ほどもお話出しましたが、例えば適格消費者団体の活動のいい事例とか、あるいはこういった基金ができましたということについて消費者庁等から広報するというのは、非財政的な支援としてあり得るのではないかと私も思います。

ありがとうございます。

○升田座長 磯辺委員、いろいろなお話ありましたけれども、御参考にさせていただきました、もしさらに具体化された案ができましたら、また御紹介いただければと思いますけれども、大体そんなものでよろしゅうございますか。

○磯辺委員 ぜひよろしく願いいたします。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議題は以上で終わりということになりますので、本日の検討会はこのあたりということになります。

最後に、連絡事項が消費者庁の方からございますので、お願いいたします。

○加納制度課長 本日もどうもありがとうございました。

まず、書類の話と会計の話は、私どもからお示しさせていただいた方向性でおおむね賛同いただいたと受けとめております。いろいろと御意見も頂戴しましたので、また検討を進めていきたいと思っております。

それから、最後の基金の問題でございますけれども、これもこういった動きがあるというのは非常に好ましいことですので、この芽を潰さずに、どうやって育てていくかという観点から、私ども、できることをサポートしていきたいと考えております。

次回でございますけれども、3月23日水曜日の14時から16時までということで予定をしております。

議題は、仮差押え等についてということでございます。

会場等の詳細が決まりましたら、また皆様に御連絡をさせていただきます。

こちらからは以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

本日は、これにて閉会とさせていただきます。御多忙中、御参加いただきまして、どうもありがとうございました。次回、第5回になりますけれども、検討会もよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。